

日本脳炎予防接種を受けるに当たっての説明書

(保護者が同伴しない場合)

○必ずお読みください。

※[予防接種の対象となっている13歳以上16歳未満の年齢のお子様をお持ちの保護者の方へ]

平成23年5月20日より、日本脳炎予防接種について、接種できる年齢が変更になりました。(平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、接種を受けられなかったお子さんへの接種機会の確保のためです。)

これまで、対象者の予防接種の実施に当たっては、原則、保護者の同伴が必要となっていました。13歳以上16歳未満で日本脳炎予防接種を受ける場合は、保護者がこの説明書の記載事項を読み、理解し、納得して対象者に予防接種を受けさせることを希望する場合に、2枚目の同意書及び予診票に署名することによって、保護者が同伴しなくても対象者は予防接種を受けることができるようになりました。

(当日は2枚目の同意書及び予診票に署名され、必ず持参させてください。)

この予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に、疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医やお住まいの市区町村の予防接種担当課に確認して、十分納得したうえで、接種させることを決めてから行うようにしてください。

1 日本脳炎の症状について

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。ヒトからヒトへの感染はありません。感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の致命率は約20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。国内での患者発生は西日本地域が中心ですが、日本脳炎ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。

(「2022年度版予防接種と子どもの健康」より抜粋)

2 予防接種の効果と副反応について

日本脳炎ワクチンは、不活化ワクチンであるため、効果の持続は生ワクチンに比べて短いとされています。このため、免疫をきちんと付けるために、4回の接種を行います。

体内に免疫ができると、日本脳炎にかかることを防ぐことができます。ただし、予防接種により、副反応がみられることがあります。予防接種後にみられる副反応としては、下記のとおりです。

○ 日本脳炎ワクチンの主な副反応

2013年4月1日～2021年6月30日までに医療機関から副反応の疑い例として報告されたうちの重い副反応の発生頻度は、10万接種当たり0.7です。

(「2022年度版予防接種と子どもの健康」より抜粋)

※ 裏面につづく

3 予防接種の受け方について

① 日本脳炎の予防接種をまったく受けていない人が、計4回の接種を受ける場合

第1回目および第2回目の接種を6日以上の間隔をおいて受けます。標準的には6～28日までの間隔をおきます。第3回目の接種は、第2回目の接種終了後6月以上あけて接種。標準的には、おおむね1年を経過した時期に1回の接種を受けます。

第4回目の接種は、9歳以上で、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて、1回の接種を受けます。

② 第1回目のみ受けている人が、残り3回(第2回目、第3回目、第4回目)の日本脳炎の予防接種を受ける場合

第1回の接種から6日以上の間隔をおいて第2回、第2回の接種から6日以上の間隔をおいて第3回の接種を受けます。第4回目の接種は、9歳以上で、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて受けます。

③ 第1、2回目の接種を受けている人が、残り2回(第3回目、第4回目)の日本脳炎の予防接種を受ける場合

第2回目の接種から6日以上の間隔をおいて第3回目の接種を受けます。第4回目の接種は、9歳以上で、第3回目の接種終了後6日以上の間隔をおいて、1回の接種を受けます。

④ 第1、2、3回目の接種を受けている人が、第4回目の日本脳炎の予防接種を受ける場合

第4回目の接種を、9歳以上で、第3回目終了後6日以上の間隔をおいて、1回の接種を行う。

第4回目の接種は、第3回目の終了後6日以上の間隔をおけば実施できることとしていますが、第3回目の接種の終了後、おおむね5年～10年毎に1回接種することで、脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されますので、第4回目の接種時期については接種医と相談の上、接種してください。

※新型コロナワクチンの接種を受ける場合は、2週間以上の間隔をあけてください。

4 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

○平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた20歳未満の人を対象に、日本脳炎の予防接種を実施することとなっていますが、その年齢を過ぎて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一(医療費・医療手当・葬祭料については同程度)となっています。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、お住まいの市区町村の予防接種担当課へご相談ください。

5 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。接種対象者の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、接種対象者が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

①明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)がある場合

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合

④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合

⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

※妊娠または妊娠している可能性のある方に対しては、原則として接種しません。

問い合わせ先 水巻町役場 健康課 健康推進係 電話 093-202-3212
接種医療機関